

告 示

下記農地は農地法第 33 条第1項に該当する農地であるので、同法第 32 条第3項(同法第 33 条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。

令和 7年 10月 24日

上越市農業委員会 会長 古川 政繁

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条項等	農地の所有者等の情報
上越市清里区 青柳字岩前 602番地	田	1,223.00	所有権	農地法第 33 条第1項	前所有者は令和6年6月30日死亡
上越市清里区 青柳字池田 1115番地	田	1,243.00	所有権	農地法第 33 条第1項	前所有者は令和6年6月30日死亡
上越市清里区 青柳字池田 1117番地	田	596.00	所有権	農地法第 33 条第1項	前所有者は令和6年6月30日死亡
上越市清里区 青柳字池田 1131番地	田	1,119.00	所有権	農地法第 33 条第1項	前所有者は令和6年6月30日死亡

農地法第 32 条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32 条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33 条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この告示は、農地法第 32 条第1項第1号、第2号及び同法第 33 条第1項の農地について、当該農地について同法第 32 条第2項及び第3項(これらの規定を同法第 33 条第2項において準用する場合を含む。)の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うものである。(農地法施行規則第 74 条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む)。
- 3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名、住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この告示があつた日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地(農地法第 32 条第1項第2号に該当するものを除く。)について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。